

6時	9	12	15	18	21	24	あす
12/5	☀	☀	☀	☁	★	★	☀
12/5	☀	☀	☀	☁	★	★	☀
10/3	☁	☁	☁	☁	☁	☁	☀

週間天気		京 都		宇 治	
9日(金)	☁	10日(土)	☁	10日(土)	☁
10日(金)	☁	11日(日)	☀	11日(日)	☀
11日(金)	☁	12日(月)	☁	12日(月)	☁
12日(金)	☁	13日(火)	☁	13日(火)	☁

このみは下に掲載

☁ のち
☁ 一時・時々
☁ 丸囲みは降水確率
☁ 白ヌキは50%以上
☁ は正午の風向き
☁ 矢印なしは無風

5ミリ以上
5ミリ未満

数字(上)最高気温
数字(下)最低気温

利用者の声 京都市動かす

「ショートステイ」食費



入所は原則午後1時～午後3時半、退所は同午前10時～午前11時半と書かれた「しおり」を母(手前)に示す林政広さん＝北区で

介護保険サービスのショートステイで、入・退所日は1～2食しか利用していても1日(3食)分の料金を一括徴収する施設が半数以上に上ることが明らかに。京都市の実態調査。直接のきっかけは、同市北区の元市立中学校教諭、林政広さん(63)が「おかしい」と指摘したことだった。一括徴収は以前から続き、苦情も寄せられていたが、市はようやく、文書での是正に乗り出した。制度上、施設を指導すべき府は実態把握すらしていない。

【太田裕之】

○法人「特養ホームを良くする市民の会」の本間郁子理事長は「提供していない食事代を負担させるのは、消費者保護の観点から違法と言えるのではないかと指摘する。」

また、余分な出費は利用者だけの負担ではない。低所得者には段階的な負担限度額制度(食費1日300～650円)があり、これを超える料金は、保険料や公費から補填される。市の昨年11月の調査で、ショートステイ利用者の半数以上が同制度の対象者だった。

林さんは昨年10月24日、介護している母(94)を同区内の施設のショートステイに初めて預けた。支払いの際、利用した4日間とも3食分(1380円)を請求されたことを不審に思った。同施設では原則として、入所は午後1時以降、退所は午前11時半までと規定され、初日は夕食のみ、最終日は朝食のみの利用だからだ。

施設側は「契約時の重要事項説明書に『食費1日1380円』となっている」と説明。だが、林さんは「ホテ

「一括徴収放置は怠慢」

ルや旅館で、チェックインの日の朝・昼食代、チェックアウトの日の昼・夕食代を徴収されたら誰だって怒るでしょう」とあきれられる。

同施設は毎日新聞の取材に「気持ちは分かるが、1食ごとの請求では赤字になる」と話した。厚生労働省は05年度に示した施設向け「Q&A」で、「1食ごとの価格設定が望ましい」と明記しながら、「技術的な助言。あくまで民間の契約で事業者の判断」としている。これに対し、介護施設の実態に詳しいNP

施設「1食ごとの請求では赤字」 国と府、「事業者の判断」

林さんは「40歳以上の誰もが原則的に徴収される介護保険料からの不正支出とも言えるのでは。行政の怠慢だ」と憤る。府は取材に対し「国の方針を超えて指導するのは難しい」と答えていたが、市の今回の動きを受けて対応を検討中だ。